

会員規約

第1条 定義（名称）

本施設は「ペあトレ」（以下、「本ジム」と称します。

第2条 運営

本ジムは株式会社 nodoka が事業主体となります。

第3条 目的

本ジムの施設を構成する各種器具やスペースを利用し、心身の育成、健康維持、健康増進およびフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

第4条 会員制

- 本ジムは、会員制とします。
- 会員による本ジムの利用範囲、条件、および施設運営システム（会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じです。）については、別に定めます。

第5条 入会・利用資格

本ジムの入会資格は、次の項目全てを満たす方に限ります。

- 本会則に同意いただくこと。
- 暴力団関係者でないこと。
- 刺青(タトゥー含む)などをしてない方。ただし別途当社の定める基準に従い、当社が認める場合を除きます。
- ジムメイト、スタッフに敬意を持ち友好的に接すること。
- 20歳未満の場合、入会に際し保護者の方の同意を得た方。
- その会費、事務手数料、利用料等について未払いの債務のない方。
- ここに本会則の違反行為をされていないこと。ただし、違反された形であっても、違反事由が解消された場合等で、本ジムが検討した結果、入会資格を認めることがあります。

第6条 入会金

本ジムの定める入会金を、所定の方法で本ジムに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第7条 入会手続き

本ジムに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本ジムによる審査を受けたいうえ、本ジムが承諾したときに、本ジムとの契約が成立し、本ジムの会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。

本ジムに入会する方は所定の入会手続きを行い、本ジムの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

前項に定める入会申込を行った場合であっても、本ジムが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。

会員は、入会后、本ジムから本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本ジムは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、入会金・会費等の諸費用を支払います。

20 歳未満の方が入会しようとするときは、本ジムが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第 8 条 利用料

レッスンの参加・不参加を問わず、利用開始時点から月会費をお支払いいただきます。紹介者割引やキャンペーン等の決済方法は別に定めます。

第 9 条 資格停止及び除名

本ジムは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- 本ジムの施設を故意に毀損したとき。
- 本規約、その他本ジムが定める規則に違反したとき。
- 本ジムの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 本ジムの合理的な指示・指導に従わないとき。
- その他本ジムが、社会通念に照らし、本ジムメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

第 10 条 届出内容変更手続き

会員は、入会申込書に記載した内容その他本ジムに届け出た内容が正確であることを保証します。本ジムは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第 11 条 個人情報保護

当社はおお客様の個人情報を、正確、最新のものとするよう適切な処置を講じます。また、お客様の個人情報を適切かつ安全に管理します。

第 12 条 会員たる地位の相続・譲渡

会員の資格及び各種チケットは、当社及びパートナーが承認した場合を除き、他に貸与・譲渡及び名義変更はできません。また、担保、差入等の処分もできません。

第 13 条 施設利用

施設利用の円滑化を図るため、本施設利用は完全予約制とします。予約時間、予約方法などに関しては別途定めます。本ジムは施設利用の円滑化を図るため施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができます。

第 14 条 支払い方法

メンバーは、本ジムの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本ジムが定めるものとします。

第 15 条 禁止事項

会員は、次の行為をしてはいけません。

- 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、本ジムを誹謗、中傷すること。
- 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- 本ジムの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- 高額な金銭、物の館内への持ち込み。
- 同業者における本ジムの情報、メニューやシステムの外部への持ち出し行為
- その他、本ジムが会員としてふさわしくないと認める行為。

第 16 条 損害賠償責任免責

- 会員が本ジムの施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本ジムは、本ジムに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責任を負いません。
- 施設内及びレッスン中に起きた怪我や事故については会員の自己責任とし、損害賠償責任には応じないものとします。
- 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本ジムは、故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。
- 本ジムは、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。

第 17 条 会員の損害賠償責任

会員が本ジムの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本ジムまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責任を負うものとします。

第 18 条 予約方法、レッスン受講について

予約方法、レッスン受講方法については別途記載するものとし、会員はそれに従って当ジムを利用することとします。

第 19 条 コース変更・休会・退会手続きについて

別書に定める通りとします。

第 20 条 会員資格の喪失

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

- 退会したとき
- 死亡したとき
- 第5条に定める会員資格に適合しなくなったとき
- 第9条により除名されたとき

第21条 施設の休業及び閉鎖

- 本ジムは、定期休業日を設定することができます。
- 本ジムは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本ジムの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。
 - 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
 - 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
 - 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます。）、行政指導もしくは命令等があったとき。
 - 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
 - その他、本ジムが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

第22条 諸料金の変更

本ジムは、入会金・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。本ジムは入会金・会費・利用料等を改定する場合には、改定月の1ヵ月前までに会員に告知します。

第23条 営業時間

本ジムが定める営業時間とします。